

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第166号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第236号）

平成25年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）における人事課による面接の評価基準を記載した文書

2 担当課（所）

総務部人事課

3 本件公開請求に対する処分の内容

（1）特定公文書

面接試験評定書

（2）公開決定等

一部公開決定

ア 公開しない部分

評定及び特記すべき事項の記載事項

イ 公開しない理由

石川県情報公開条例第7条第6号に該当

適正な試験事務の遂行及び公正な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある。

4 異議申立て等の経緯

ア H26. 3. 5 公開請求

エ H24. 6. 5 諒問

イ H26. 3. 10 一部公開決定

オ H27. 10. 20 答申

ウ H26. 6. 2 異議申立て

5 諒問に係る審査会の判断結果

一部公開とした決定は、妥当である。

非公開部分	該当条項	審査会の判断要旨	
		判断結果	判断要旨
評定及び特記すべき事項の記載事項	条例第7条第6号 事務事業情報	非公開	<p>(1) 先例の答申について</p> <p>異議申立人は、平成24年10月26日に、平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）において人事課が実施する面接の評価基準を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年11月9日に一部公開決定を行ったことに対して、同月19日に異議申立てを行っている。</p> <p>これについて、実施機関から平成24年12月28日に諮問を受けた当審査会では、平成27年1月28日付け答申第159号（以下「先例答申」という。）において、次のとおり判断した。</p> <p>条例第7条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業</p>

		<p>の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報と規定している。</p> <p>当審査会において評定書を見分したところ、「面接試験評定書」と表題され、評定結果を記載する表には、評定項目別に評定結果の記載欄及び特記すべき事項を示した欄が表記されており、評定記載欄外の部分には、受験者及び評定者氏名を記入する欄が設けられている。</p> <p>実施機関は、評定結果を記載する表の表頭、評定項目名及び欄外の記載について公開し、評定及び特記すべき事項の記載事項について、面接委員の質問事項等を推測される評価の観点及び視点に係る情報であるため、これが明らかとなれば、そのことに着目した面接対策を過度に助長し、結果として正確な事実の把握が困難になるおそれがあるとして、非公開とした。</p> <p>当審査会の見分結果によれば、評定欄には、具体的な評定方法が記載され、特記すべき事項欄には、具体的な事項が記載されており、これを公にすると、評定の観点及び視点並びに方法等が明らかとなり、このことに着目した受験対策を過度に助長し、職員採用に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当である。</p> <p>(2) 一部公開決定の当否について</p> <p>当審査会において、先例答申の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。 ② 公開請求に対する処分の内容及びその理由は、同一である。 ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。 <p>以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。</p> <p>本件公開請求に係る公文書について一部公開決定したことは特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。</p>
--	--	---

(別 紙)
答申第166号

答申書

平成27年10月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、一部公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、次の公文書の公開請求を行った。

(1) 平成24年12月12日付けの公開請求（以下「本件公開請求1」という。）

平成24年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）における人事課による面接の評価基準を記載した文書

(2) 平成26年3月5日付けの公開請求（以下「本件公開請求2」という。）

平成25年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）における人事課による面接の評価基準を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求1については、面接試験評定書を特定して、平成24年12月20日に公文書一部公開決定（以下「本件処分1」という。）を行い、また、本件公開請求2については、平成26年3月10日に面接試験評定書を特定して、公文書一部公開決定（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件処分」という。）を行って、それぞれ次のとおり公開しない部分及び公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

（公開しない部分）

評定及び特記すべき事項の記載事項

（公開しない理由）

条例第7条第6号に該当

適正な試験事務の遂行及び公正な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 異議申立て

異議申立人は平成25年1月15日に本件処分1、平成26年6月2日に本件処分2を不服として、それぞれ行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諒問

実施機関は、次のとおり、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諒問を行った。

(1) 本件処分1

平成25年1月18日付け諒問人第833号（諒問案件第218号）

(2) 本件処分2

平成26年6月5日付け諒問人第184号（諒問案件第236号）

第3 異議申立ての主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立て書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 受験者全員が同じ基準で採点されるため、非公開部分が公開されたとしても、適正な試験事務の遂行に支障を及ぼすことはなく、また、異議申立人は実施機関職員ではないため、公正な人事の確保とは無関係である。

公開されることにより、むしろ試験の公平性、透明性が確保される。

(2) 実施機関は、理由説明書において、非公開部分が「明らかとなれば、そのことに着目した面接対策を過度に助長し、結果として正確な事実の把握を困難にするおそれがある」としているが、面接対策も受験対策の一つであり、受験者の努力を「過度に助長」と評価することは誤りであり、また、市販の面接対策に関する書籍でも、面接委員の質問の意図が記載されており、「正確な事実の把握が困難」になるかどうかは面接委員の能力による。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件公開請求1及び本件公開請求2に対応する公文書は、平成24年度及び平成25年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）における人事課の面接試験評定書であり、この評定書には、評定項目等が記載され、さらには評定結果を記載する様式となっているので、この評定書自体が評価基準である。

(2) 評定書の記載事項は、評定方法等に係る情報であり、特記すべき事項の記載事項は面接委員の質問事項等を推測される評価の観点及び視点に係る情報であるため、これが明らかとなれば、そのことに着目した面接対策を過度に助長し、結果として正確な事実の把握が困難になるおそれがある。

このようなことから、条例第7条第6号に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようになるとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

平成24年度及び平成25年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）

における人事課が行う面接試験において使用された評定書である。

3 非公開情報の該当性について

(1) 先例の答申について

異議申立人は、平成24年10月26日に、平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）において人事課が実施する面接の評価基準を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年11月9日に一部公開決定を行ったことに対して、同月19日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成24年12月28日に諮問を受けた当審査会では、平成27年1月28日付け答申第159号（以下「先例答申」という。）において、次のとおり判断した。

条例第7条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報と規定している。

当審査会において評定書を見分したところ、「面接試験評定書」と表題され、評定結果を記載する表には、評定項目別に評定結果の記載欄及び特記すべき事項を示した欄が表記されており、評定記載欄外の部分には、受験者及び評定者氏名を記入する欄が設けられている。

実施機関は、評定結果を記載する表の表頭、評定項目名及び欄外の記載について公開し、評定及び特記すべき事項の記載事項について、面接委員の質問事項等を推測される評価の観点及び視点に係る情報であるため、これが明らかとなれば、そのことに着目した面接対策を過度に助長し、結果として正確な事実の把握が困難になるおそれがあるとして、非公開とした。

当審査会の見分結果によれば、評定欄には、具体的な評定方法が記載され、特記すべき事項欄には、具体的な事項が記載されており、これを公にすると、評定の観点及び視点並びに方法等が明らかとなり、このことに着目した受験対策を過度に助長し、職員採用に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当である。

(2) 一部公開決定の当否について

当審査会において、先例答申の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分の内容及びその理由は、同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。

本件公開請求に係る公文書について一部公開決定したことは特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会は、諮問案件第218号及び諮問案件第236号について、併合して審議を行った。

また、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別表>

審　　査　　会　　の　　処　　理　　経　　過

年　月　日	処　理　内　容
平成25年1月18日	○諮問を受けた。(諮問案件第218号)
平成25年5月22日	○実施機関(総務部人事課)から理由説明書を受理した。(諮問案件第218号)
平成25年6月18日	○異議申立人から意見書を受理した。(諮問案件第218号)
平成26年6月5日	○諮問を受けた。(諮問案件第236号)
平成26年6月11日	○実施機関(総務部人事課)から理由説明書を受理した。(諮問案件第236号)
平成26年8月5日	○異議申立人から意見書を受理した。(諮問案件第236号)
平成27年2月26日 (第260回審査会)	○事案の審議を行った。
平成27年9月10日 (第266回審査会)	○事案の審議を行った。